（第２条　様式第２号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　椎葉村長

椎葉村心身障害児通所支援事業所等交通費助成認定（却下）通知書

　このことについて、椎葉村心身障害児通所支援事業所等交通費助成要綱に基づき、下記のとおり助成（却下）することとしましたので通知します。

記

１．対象者 　　　　　　　　 様

２．障がい名・等級

３．助成額 　　　 通所１回につき 円

※通所費助成の方法

①別紙様式第３号　椎葉村心身障害児通所支援事業所等交通費助成申請書を通所する施設へ持参し、施設の証明を受けます。

②椎葉村心身障害児通所支援事業所等交通費助成申請書の申請者欄に押印して、月ごとに福祉保健課福祉グループへ提出。

③基本的に月ごとの提出ですが、通所最終日の翌日から起算して６ヶ月以内に請求手続きを行ってください。それ以降の請求は認められません。ただし３月分に関して　は４月１０日までに行ってください。